

一般競争入札実施要領

大和高田市立武道館自動販売機の設置に係る
行政財産貸付け

※※※ この入札に参加するには、事前参加申込みが必要です ※※※

大和高田市教育委員会事務局教育部 スポーツ・文化振興課
奈良県大和高田市幸町 11 番 14 号
電話番号 0745-22-8862

「大和高田市立武道館自動販売機の設置に係る行政財産貸付け」については、関係法令に定めるもののほか、この一般競争入札実施要領（以下「本要領」という。）によるものとする。

入札に参加しようとする者は、次に示した事項を熟知のうえ、申込及び入札をしなければなりません。

本要領に質疑等がある場合は、質疑応答の手続きにより指定の質疑書で質問することができます。

目 次

1. 貸付する行政財産-----	2
2. 貸付条件等-----	2
3. 入札参加資格要件-----	3
4. 質疑応答-----	3
5. 入札参加申込方法-----	4
6. 入札参加資格の確認通知-----	5
7. 入札方法-----	5
8. 入札（開札）の日時・場所-----	6
9. 入札の無効及び注意事項-----	6
10. 落札者の決定-----	7
11. 契約について-----	7
12. 行政財産の貸付料等について-----	7
13. 問い合わせ等-----	8

1. 貸付する行政財産

落札者は、貸付する行政財産の設置場所に各種条件に則した自動販売機を設置してください。また、各設置場所には個別の設置条件を設けている場合がありますので注意してください。

※詳細は、本書「2. 貸付条件等」及び「【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧」に記載しています。

自動販売機を設置する施設の名称	自動販売機の設置場所	貸付面積 (㎡)	設置台数	最低貸付料 (予定価格) (月額・税抜き)
大和高田市立武道館	館内入口東側	1.92	1	2,000円

《注意事項》

- 1) 入札説明会及び現地説明会は実施しません。なお、設置場所の見学を希望する場合は、「【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧」記載の連絡先にご連絡ください。
- 2) 貸付面積は、自動販売機の面積（自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積を含む。）及び回収ボックスの面積の合計です。
- 3) 自動販売機の設置場所、直近売上高等の個別条件については、「【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧」を参照してください。
- 4) 入札は自動販売機1台として行います。
- 5) 最低貸付料（月額）を予定価格とします。
- 6) 最低貸付料は、一月の貸付料の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- 7) 最低貸付料は、光熱費（電気料金）等を除いた額です。

2. 貸付条件等

(1) 契約の形態

自動販売機の設置は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、大和高田市が設置事業者に対し、行政財産である建物又は土地の一部を賃貸借する契約により行います。

(2) 貸付期間

令和9年1月7日から令和13年12月25日まで。

※ この期間には、設置及び撤去に要する期間を含みます。

※ 落札者は貸付期間中、継続的に自動販売機（所定台数）を設置しなければなりません。

※ 貸付期間の更新は原則行いません。

(3) その他条件等

「【別記】共通仕様書及び貸付物件一覧」を参照してください。

3. 入札参加資格要件

次のいずれにも該当する法人でなければ入札に参加することができません。

- (1) 本案件の入札公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体（独立行政法人を含む。）に自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を有すること。
- (2) 国税及び市税（本社所在地における市町村税）が未納でないこと。
- (3) 本公告の日から落札決定の日までの間に、国、奈良県又は大和高田市において、入札参加資格停止の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団及び暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づき、団体及び当該団体の役職員が処分の対象となっていないこと。

4. 質疑応答

- (1) 提出期間 令和8年10月27日（火）から令和8年11月13（金）午後5時まで
- (2) 提出先 大和高田市教育委員会事務局教育部 スポーツ・文化振興課
- (3) 提出方法 「【様式5】質疑書」に記入の上、電子メール（sports@city.yamatotakada.nara.jp）に添付して送信してください。
※件名は、「質疑書（自販機入札）」としてください。
- (4) 最終回答日 令和8年11月17日（火）
※質問と回答を取りまとめたうえで、随時大和高田市ホームページ（URL :<https://www.city.yamatotakada.nara.jp>）に掲載します。個別には回答いたしません。
- (5) 注 意 点 記名等がないものにはお答えできませんのでご了承ください。
なお、持参、口頭、郵送、ファックス等での質疑は受付しません。

5. 入札参加申込方法

入札参加を希望する者は、下記の必要書類（以下「申込書等」という。）を提出してくだ

さい。

(1) 提出書類（各1部）

- ① 【様式1】一般競争入札参加申込書
- ② 【様式2】誓約書
- ③ 【様式3】暴力団排除に関する誓約書
- ④ 【様式4】委任状兼使用印鑑届

※本入札その他契約の履行に関することを支店等に委任するとき

- ⑤ 設置する自動販売機のカatalog（年間消費電力量記載のもの）
- ⑥ 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書。発行日から3ヶ月以内のもの。写し可。）
- ⑦ 印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。写し可。）
- ⑧ 国税及び市税の未納がないことの証明書（発行日から3ヶ月以内のもの。写し可。）

《国税》納税証明書（様式その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）〔国税納税地を管轄する税務署で証明〕

《市税》直近2年分の法人市民税の納税証明書〔本店又は支店等の所在地における市町村で証明〕

※本社所在地が大和高田市の場合、納税証明書を提出する必要はありませんが、一般競争入札参加申込書を提出することで大和高田市が市税の納税状況を確認することに同意するものとします。

※支店等の代理人が本入札に申込みを行う場合は、本店及び支店等の納税証明書が必要となります。

- ⑧ 本公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体（独立行政法人を含む。）に自ら管理・運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し

※ 一般競争入札参加申込書の提出は、1法人につき1通とします。

※ 提出書類は、返却しません。

※ 落札後の賃貸借契約は、「【様式1】一般競争入札参加申込書」に記載された名義で行いますので、各書類の名義は契約権限のあるものを使用してください。

※ 入札参加申込後、入札を辞退する場合は、「【様式6】入札辞退届」を下記（4）の送付先まで郵送で提出してください。

(2) 提出期間 令和8年10月27日（火）から令和8年11月8日（日）まで

(3) 提出方法 持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限ります。）

※ 持参の場合は、大和高田市教育委員会事務局教育部スポーツ・文化振興課（大和高田市立総合体育館内）に、令和8年10月27日（火）から令和8年11月8日（日）の午前9時から午後5時までに提出してください。なお、水曜日の休館日は除きます。

※ 郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便にて、下記（4）の提出

先まで郵送してください。郵便物の必着期限は、令和8年11月8日（日）です。この必着期限を過ぎたものは受付できません。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

- (4) 提出先 〒635-0015
奈良県大和高田市幸町 11 番 14 号
大和高田市立総合体育館内
大和高田市教育委員会教育部 スポーツ・文化振興課

6. 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認は、申込書等の提出後に随時行うものとし、その結果は、郵送により通知します。

- (1) 郵送日 随時郵送 令和8年11月10日（火）までに行います。
(2) 入札参加資格を認めた場合の通知
参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。
(3) 入札参加資格を認めなかった場合の通知
参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。

7. 入札方法

入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。

- (1) 入札書について
「【様式7】入札書」に必要事項を記入し、大和高田市が入札参加者に送付した郵便入札用封筒（入札参加資格確認通知書に同封しています。）に封入してください。
※ 入札金額は、自動販売機1台分の一月の使用料とし、消費税及び地方消費税を含まないものとします。最も高い金額（最低使用料以上）の使用料の入札をされた方を、落札者とします。
(2) 受付期間 令和8年11月12日（木）から令和8年11月24日（火）まで
※ 受付期間内での必着となります。
※ 受付期間後に到着した入札書は無効とします。また、郵便事故等により入札書が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
(3) 郵送先 〒635-8799
奈良県大和高田市神楽2-7-46
日本郵便株式会社大和高田郵便局留
大和高田市教育委員会事務局教育部 スポーツ・文化振興課
(4) 提出方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。なお、これ以外の方法により入札書を提出した場合は入札無効となりますのでご注意ください。

- (5) 入札保証金 免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

8. 入札（開札）の日時・場所

開札は、次のとおり行います。

- (1) 日時 令和8年11月26日（木）午前10時20分
- (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1
- (3) 開札結果等の公表 開札結果等は、後日スポーツ・文化振興課において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。
- (4) 開札の立会について
 - ※ 開札立会人は、入札参加者の中から2名以上選出します。
 - ※ 開札立会人に選任された者には、開札立会依頼書を送付いたしますので、当日持参してください。
 - ※ 開札立会人が代理による立会を行おうとする場合には、開札立会依頼書と同封している「【様式8】立会委任状」（入札者本人の署名又は記名押印）を持参してください。

9. 入札の無効及び注意事項

無効の入札については、次のとおりとします。

- (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札
- (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札
- (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に3に示した参加資格要件を満たさなくなったもののした入札
- (4) 持参による提出又は市指定封筒を一般書留、簡易書留若しくは特定記録により投函していない入札
- (5) 市指定封筒の入札件名と封入された入札書の件名が違う入札

注意事項は、次のとおりです。

- (1) 入札者は、本要領を熟読のうえ入札してください。
- (2) 入札締切り後は入札することができません。
- (3) 提出された入札書はその理由にかかわらず、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (4) 災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止又は入札期日等の延期をすることがあります。

10. 落札者の決定

(1) 落札者の決定

ア 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が、大和高田市が定める
予定価格以上でかつ最高の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、後日同価入札者でのくじ
により決定します。

※くじ引きは、辞退することができません。落札者となるべき同価の入札者がどう
してもくじ引きをされなかった場合は、本件の入札事務に関係のない職員が代わ
りにくじを引き、落札者の決定をします。

ウ 落札者が決定された場合は、直ちに落札者決定通知書で落札者に通知します。

(2) 落札者には、下記の書類を送付します。

ア 落札者決定通知書

イ 行政財産有償貸付契約書

ウ 自動販売機の管理に関する届出書

11. 契約について

(1) 落札者に対して別途通知します。なお、契約規則第26条に基づき、落札者が令和
8年12月5日（土）までに契約を締結しないときは、その落札は無効となります。

(2) 契約の相手方は、契約締結後、大和高田市が発行する納入通知書により納期限まで
に貸付料を納付しなければなりません。

(3) 契約保証金は免除します。

(4) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、大和高田市契約規則そ
の他関係法令の定めるところによります。

12. 行政財産の貸付料等について

(1) 支払方法

行政財産の貸付料の支払方法は、年度ごとの「分割納付」による前払であり、自動
販売機の光熱費（電気料金）は「月額払い」です。大和高田市が発行する納付書兼領
収書により、それぞれ指定する期日までに大和高田市指定金融機関に納付すること。

(2) 行政財産の貸付料の納付期限

第1期分（令和9年1月7日～令和9年3月31日）

→ 令和9年1月31日

第2期分（令和9年4月1日～令和10年3月31日）

→ 令和9年4月30日

第3期分（令和10年4月1日～令和11年3月31日）

→ 令和10年4月30日

第4期分（令和11年4月1日～令和12年3月31日）

→ 令和11年4月30日

第5期分（令和12年4月1日～令和13年12月25日）

→ 令和12年4月30日

（3）光熱費（電気料金）の算定方法

設置事業者は、自己の負担において自動販売機の電気使用量を計測する電気計器（子メーター）を設置し、その電気使用量を月ごと報告し、大和高田市が算定する光熱費（電気料金）を大和高田市が指定する期限までに全額納付してください。（単独引込により給電を行うものについては、この限りではありません。）

1 3 問い合わせ等

〒635-0015

奈良県大和高田市幸町11番14号

大和高田市立総合体育館内

大和高田市教育委員会事務局教育部 スポーツ・文化振興課

電話番号 0745-22-8862

メールアドレス sports@city.yamatotakada.nara.jp